

双葉電子工業株式会社 無人航空機登録講習機関約款

(契約の成立)

第1条 受講申込者（以下「受講者」という）は、申込書の内容および以下の条項を承諾のうえ、無人航空機操縦者技能証明書の取得において、一部試験の免除のため、無人航空機登録講習機関である双葉電子工業株式会社 無人航空機登録講習機関（以下「当スクール」という）に対し講習受講の申し込みを行い、当スクールはこれを承諾します。

2 前項の定めにかかわらず、次に定める事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として契約が成立するものとします。

- (1) 受講条件のある講習にあつては、当該条件を充たしていること。
- (2) その他受講案内書等に定められた条件を充たすこと。

(受講資格)

第2条 当スクールの受講資格は、次のとおりとします。

- (1) 修了審査時点で満16歳以上であること。未成年者の場合は親権者の同意書が必要となります。
- (2) 航空法施行規則別表第六に定める身体検査基準に適合すること。
- (3) 航空法132条の45第2項および第3項の欠格事由に該当しないこと。
- (4) 登録申請システムによる「技能証明申請者番号」を取得していること。

(拒否事由)

第3条 当スクールは、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込みをお断りすることがあります。

- (1) 第1条および第2条各号に掲げる要件を充たさず、或いは充たさないことが判明したとき。
- (2) 受講者の年齢が満16歳に満たないとき。
- (3) 受講者が希望する講習の定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が不可能なとき。
- (4) 受講者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下反社会的勢力という）であるとき、または反社会的勢力と関係性を有するとき。
- (5) 自らまたは第三者を利用して次に定める事項に該当する行為を行っているとき。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- (6) 偽名または他人名義で受講申込みが行われたとき。
- (7) 受講者が泥酔等によりドローンの正常な操縦が期待出来ないと当スクールが判断したとき。
- (8) 当スクール所定の期日までに、次条に記載された受講料・諸費用を支払わなかったとき。
- (9) 受講者に、ドローンに関する航空法、電波法、民法等の各種法令および公的機関が定める各種安全ガイドラインの遵守を期待することができないと当スクールが判断したとき。
- (10) 航空法第 132 条の 45 および同法 132 条の 46 に定める事項に該当するとき
- (11) 講習の安全かつ円滑な進行または運営に支障を及ぼすなど、受講者の受講が適切でないと当スクールが判断したとき
- (12) その他、本約款に違反したとき

(料金・諸費用)

第 4 条 受講者は、当スクール開講の 1 週間前までに当スクールが定める受講料の全額を当スクールの指定する口座へ支払うものとします。

- 2 前項の受講料にかかる、消費税および振込手数料等の支払に要する費用は受講者の負担となります。
- 3 受講に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費用の実費）については、受講者の負担となります。但し、当スクールの受講案内またはホームページ等において、当スクールが負担すると明示した費用については、この限りではありません。

(休業日、受講時間)

第 5 条 当スクールの休業日および受講時間については、当スクールが別に定めるところによります。なお、当スクールの都合により臨時に変更する場合があります。

(受講者の都合によるキャンセル)

第 6 条 受講者が開講後に受講をキャンセルしたとしても、第 5 条に定める場合を除き、当スクールは受講料を一切返金しないものとします。

(返金)

第 7 条 受講者が当スクールに支払った受講料は、原則として次に掲げる場合を除き返金しないものとします。

- (1) 受講資格を満たさないと認められるとき
- (2) 当スクールの責に帰すべき事由により講習を受けることができなかったとき

(3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることができなかったとき

(4) 受講申し込み後、開講の7日前までに受講取消の申し出があったとき

2 当スクールから受講者に対しての返金額については、当スクールからの返金の通知を受講者が受けた時点までの経費を差し引いた額とします。また、返金手数料は、すべて受講者の負担となります。ただし、前項第2号に該当する場合はこの限りではありません。

(当スクールによる解除)

第8条 当スクールは開講後であっても、受講者に第3条各号のいずれかに該当する事由が認められ、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該受講者に対して役務の提供を停止し、または契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の受講料または契約解除に伴う受講料の返金はおこなわないものとします。

(免責事項)

第9条 当スクールは受講者の以下の事項について、一切責任を負いません。

(1) 携帯品の紛失、盗難、滅失または損傷等の事故

(2) 駐車場での車両（自動車、バイクおよび自転車等）の盗難または損傷等の事故。

(3) 受講者の不注意によって生じた負傷および損害

(4) 当スクールスタッフの指示および本約款に従わなかった事によって生じた事故による負傷および損害

(5) 戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延または不通等の不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、その他講習に関連して発生した損害

(危険防止・事故防止)

第10条 当スクールでは受講者が安全に受講して頂ける様に、受講者は必ず当スクールスタッフの指示に従って行動頂くとともに、受講者に対し次に定める事項を禁止していません。

(1) 指定練習場以外でのドローンのフライト

(2) 立ち入り禁止区域への立ち入り

(3) 無許可での写真撮影、録音等の行為

(4) 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第11条 強風、雷、異常気象等の際は、屋外でのフライトを中断し、屋内でのフライトに変更する場合があります。

(施設に与えた損害)

第 12 条 受講者が、故意または過失によって当スクールの施設・設備に損害を与えたときは、受講者にその損害を賠償して頂きます。

(持ち込み品の禁止)

第 13 条 当スクールへは、次に定める物品の持ち込みをお断りします。

- (1) 悪臭または騒音を発生するもの
- (2) 銃砲刀剣類
- (3) 発火または爆発の恐れのあるもの
- (4) その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(修了審査)

第 14 条 当スクールの講習を全て終えた受講者は、当スクールが定める修了審査を受験することができ、修了審査において当スクールが当該受講者の能力が修了条件を充たすと認めた場合、当スクールは当該受講者に対し修了証明書を授与します。

2 前項の修了審査の結果、受講者が不合格となった場合、不合格者が希望した場合、当スクールは、不合格者に対して追加講習並びに再審査を行うものとします。当該追加講習並びに再審査に係る料金および諸費用は、第 4 条の料金および諸費用とは別途に当スクールから受講者へ請求されるものとします。

3 再審査は受講開始から 1 年以内に限り受験できるものとします。

(個人情報取り扱いについて)

第 15 条 当スクールの運営に伴い知り得た受講者の個人情報に関しては、原則以下の目的にのみ利用します。

- (1) 受講者に対するサービスの案内、情報提供を行う為
- (2) 受講者より照会を受けた内容に回答する為

2 本契約に際し当スクールが収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

(協議事項)

第 16 条 本約款に定めのない事項または疑義のある事項については、双方協議のうえ決定します。

(管轄裁判所)

第 17 条 本約款に関する紛争の管轄裁判所は千葉地方裁判所とします。

(効力発生日)

第 18 条 本約款は、2023年5月8日（以下「効力発生日」という）から適用されるものとします。

(約款の変更)

第 19 条 当スクールは、以下の場合に、当スクールの裁量により、本約款を変更することができるものとします。

(1) 本約款の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当スクールは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当スクールのウェブサイト（URL：<https://drone.futaba.co.jp/>）に掲示します。

3 変更後の本約款の効力発生日以降に受講者が申し込みを行った場合は、受講者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

以上